

# 特別支援教育振興協議会 「検討結果報告」についての見解

埼玉県教職員組合  
埼玉県高等学校教職員組合

## 1. トップダウンで「特別支援教育振興協議会」を設置

埼玉県特別支援教育振興協議会（以下「特振協」）は検討結果をまとめ、11月20日県教育長に報告した。そもそも、今年度「特振協」の設置そのものが、前知事による『全障害児に普通学級籍を』という唐突な年頭記者会見をもとに、トップダウンで行われたという異例なものであった。また、通常学級・障害児学級の現場を代表する埼教組および埼玉県特殊学級設置校長会の代表を「特振協」委員からはずすということも異例であったし、さらに、このような大きな転換を伴うテーマであるのにわずか半年、4回の委員会で最終報告をまとめるということも異例であった。今回の「特振協」は、現状の障害児教育の課題、障害児とその関係者および教職員の願いからスタートしたのではなく、したがって現実の課題や諸要求に応えるものとは到底なりえないものである。

## 2. 拙速な論議でパブリックコメントや関係者の願いに応えていない

9/12から10/3にかけて実施したパブリックコメントには、これまでのこの種のことを大きく上回る541人から1004件のコメントが寄せられたが、そこに示された県民の声がどれだけ重く受けとめられたのか疑問であり、「検討結果報告」に正しく反映されたとはとうてい言えないものであった。「条件整備が必要である」が602件(60%)であるにもかかわらず、具体的にはなんら反映されていない。この「条件整備」には、バリアフリーだけでなく、教員定数や学級定数の改善・教育予算の増額・30人学級の早期実現などの切実な要求が含まれているのに、それにはふれず、あたかも「特振協」の方向と結論を推進するための「条件整備」のようすり替えている。さらに、「特殊学級がなくなるなどの不安がある」(149件15%)、「十分な協議が必要である」(111件11%)などには、まったく応えていない。「意見の概要」によると「6.全ての児童生徒が通常の学級で学ぶことが大切である(18件2%)」以外のほとんどの意見は、「『中間まとめ』のままでは不安がある、何らかの対策が必要である」とするもので、いわば「ちょっと待って」というものであった。この県民の声に誠実に応え、かつ十分な協議をおこなうことこそが本来の「特振協」の役割ではなかったのではないだろうか。

## 3. 「ノーマライゼーション」を「意識の問題」に矮小化してとらえることは問題

「検討結果報告」では、ノーマライゼーションについて「ノーマライゼーションとは社会の在り様であり意識の問題である。こうした意識を変えるための教育の役割は極めて大きい」「障害のある人とない人が共に生きる社会こそがノーマルであるとするノーマライゼーションの理念」(検討結果報告)としているが、この規定そのものがノーマライゼーションの理念の矮小化であり、言い換えればスタートの時点で論議の方向そのものを決めてしまうものであった。

また、この「報告」には『障害者権利宣言』で述べられている「障害者が他の市民と対等・平等に存在する」という視点がないために、「障害のある子もない子も」と

障害からくる不利益や困難、差別を無視して乱暴に一括りにすることになる。生活・交通・教育・労働など社会の責任で対等・平等な条件が保障されることがノーマライゼーションの重要な基礎である。条件整備などその保障のない『ノーマライゼーション』は、実は障害児教育のダンプに他ならない。障害児教育は通常学級に比べて11倍の費用がかかる、という考えがあるが、何倍かかろうと障害からくる不利益や困難、差別を社会的責任で補うことによって、はじめてノーマライゼーションを語る事ができる。これは、不十分さはあっても、これまでの埼玉の障害児教育の到達点である。

「障害のある子もない子も」というだけでは、対等・平等ではない。「同年齢の同等の権利を有するためには、社会はもっと手厚くしないと同等にならない」(『障害者の権利宣言』)のである。報告書では、ことさらノーマライゼーションの実現を「意識の問題」と規定するから「心のバリアフリー」や「教員の意識改革」に矮小化して論点をすり替えてしまい、必要以上に強調せざるをえなくなってしまう。社会的責任によるノーマライゼーションの条件整備がないと、「心のバリアフリー」や「教員の意識改革」の強調は社会的責任の免罪符にほかならない。「意識の問題」と社会的責任をあわせて対等・平等を保障するという視点がないと本来のノーマライゼーションは実現しない。

#### 4. この「報告」を拙速にすすめるならば、障害児の発達する権利を奪うことにつながる。

(1) 「支援籍」を提言しているが、人的配置を含めた条件整備の整わない「支援籍」構想は県内の各学校に大きな混乱をもたらすことは必至であり、障害児学校、障害児学級・通常学級双方に過大な負担を強いることとなる。特に、盲・ろう・養護学校の教員が当面は引率していくということをうちだしたことは障害児学校の教育の低下につながり大きな問題である。さらに「支援籍」の確認、法的整備、人的配置、バリアフリーを含む環境整備、教科書支給、送迎を含む通学対策、給食、安全対策等々、具体的な提起はなく自治体や学校に「丸投げ」するものとなっていて、地域格差の拡大を助長しかねない。また、「支援籍」によって子どもたちの発達はどうか保障されるのか、発達にどんなメリットがあるのかが明らかにされていない。現在、通常学級に在籍している障害児やLD・ADHD・高機能自閉症など特別なニーズが必要な子どもたちへの支援こそ、緊急に対応すべきではないだろうか。そこへの手立ても不十分なのに、「支援籍」を導入する根拠が不明確であり、保護者や教職員など関係者は大きな不安をもっている。

(2) 現行の就学指導委員会を充実し、「就学支援委員会」とする構想は大切なことだが、そのためにはそれぞれの自治体任せにせず具体的な指針を作成し、巡回指導や教育相談機能をさらに充実させるための人的支援を県としてもとりくむ必要がある。また、「個別の支援計画」が実現するためには、教育・福祉・医療・労働機関の充実と連携が大切であり、そのためには計画を作成するだけでなく各機関へ勧告できる制度や保護者の意見表明や不服申請などの制度が大切である。市町村格差が広がることは子どもたちの教育保障の観点からも絶対に避けなければならない。

(3) 第三章で、深刻な教室不足にふれているが、この報告ではその解決の見通しや保障が充分ではない。全県的に知的障害児養護学校の高等部の生徒だけが増えているのではなく、小・中学部の子どもたちの児童数も増えている状況を見るならば、小・中学部も含めたあらたな学校建設も緊急の課題である。また、財政難を理由に既存の県有施設の活用をあげているが、一部の改修のみだけで障害をもつ子どもたちの教育が豊かに保障できるか危惧せざるをえない。知的障害養護学校高等部単独校設置にあ

たって、「職業教育に重点をおいた教育課程」の高等養護学校機能を有することに限定してしまうことで、軽度の知的障害だけの学校になり、あらたな競争と選別を強いることは絶対に避けなければいけない。後期中等教育の豊かな保障のためには高等部段階のすべての子どもたちが入学できる教育条件と基礎学力の獲得など個々の障害児に必要な教育内容が充分保障される学校にすべきである。また、高等学校における施策として、バリアフリーの推進や交流教育・特別な教育課程の研究等をあげているが、県教委の高校教育課のなかにそのための委員会などの設置をしなければ「絵に描いたもち」になってしまう。

(4) 全体的に、これまでの埼玉県の障害児教育の歩みや成果、現状の諸課題にほとんどふれていない。特に、文科省の調査研究協力者会議が出した『今後の特別支援教育のありかた』（最終報告）で触れているLD・ADHD・高機能自閉症など特別なニーズが必要な子どもたちへの具体的な支援がもどかしい程述べられていない。その一方で、現在の障害児教育の低下が心配される「特別支援教室」や「特別支援学校」については、その方向を容認するものとなっている。また、多くの関係者が指摘する人的支援や施設設備の充実などはその必要性は述べられながらも、厳しい財政状況を理由にその保障は明確でなく、むしろボランティアやNPO法人などの活用をあげており、将来的に行政責任から保護者負担につながる恐れがあり、大きな問題である。

## **5. 保護者、教職員など関係者が力を合わせ、障害児教育 特別ニーズ教育のそれぞれの豊かな発展と、すべての子どもたちのゆきとどいた教育のために運動をすすめよう！**

私たちは憲法・教育基本法にもとづき、子どもの発達を権利としてとらえ、1979年の養護学校義務制の実現はじめ、多くの保護者や教職員・関係者とともに「権利としての障害児教育」をすすめてきた。しかし、いまなお多くの課題が残されており、一人ひとりの発達を保障するための豊かな教育実践や、学校・地域づくりを関係者が力を合わせて運動している。教室不足の解決、病弱教育の充実、医療的ケアを必要とする子どもたちの条件整備、障害児学級や通級指導教室の充実、さらには通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズが必要な子どもたちの学習権保障など、どれも関係者の切実な願いである。報告の中心的な目的である「一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う」のであれば、その願いに応えることこそ、まさに緊急の課題である。私たちは、父母・保護者、関係者とさらに力を合わせ、障害児教育・特別ニーズ教育の豊かな発展と、すべての子どもたちへの豊かな教育のためにより一層運動をすすめる決意である。

2003年12月 3日